

資料番号	総務 10
------	-------

令和6年7月19日
局名 監査委員事務局
担当者 監査統括監 岡本
監査管理監 大山
内線 5113、5114

事 務 概 要

令和6年度

広島県監査委員

目 次

1	監査委員の状況等	1
2	事務局組織、職員数及び事務分掌	2
3	令和6年度予算	4
4	主要業務の概要	5

参考資料

・令和5年度定例監査等の結果報告（年度のまとめ）	8
--------------------------	---

1 監査委員の状況等

(1) 監査委員の職務

監査委員は、県の行政が最少の経費で最大の効果を挙げるよう実施されているかどうかを公正に監査するため、地方自治法第 195 条により知事の指揮監督から独立して設けられたものである。

その職務権限の主なものは、次のとおりである。

- ア 財務に関する事務の執行についての監査（財務監査）
- イ 一般行政事務についての監査（行政監査）
- ウ 決算及び証拠書類等の審査（決算審査）
- エ 現金の出納についての検査（例月出納検査）
- オ 健全化判断比率等の審査
- カ 内部統制評価報告書の審査

(2) 委員の状況

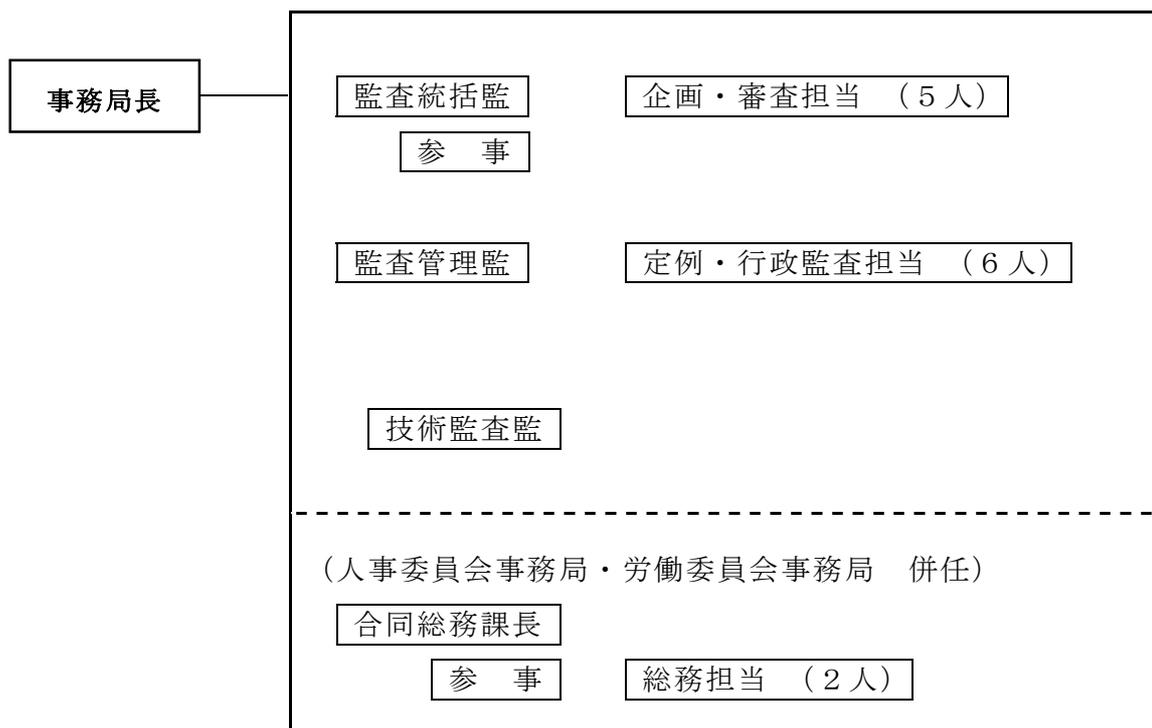
区 分		常・非常勤	氏 名	備 考
監 査 委 員	議員選任	非常勤	小 林 秀 矩	
	議員選任	非常勤	山 下 智 之	
	識 見	非常勤	奥 兆 生	
	識 見	常 勤	三 田 利江子	代表監査委員

(参考)

委員の設置及び定数	委員の選任	委員の任期												
<p>1 設置 普通地方公共団体に監査委員を置く。（地方自治法第 195 条）</p> <p>2 定数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県、人口 25 万人以上の市</td> <td>4 人</td> </tr> <tr> <td>その他の市町村</td> <td>2 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ただし、条例でその定数を増加することができる。</p>	区 分	定数	都道府県、人口 25 万人以上の市	4 人	その他の市町村	2 人	<p>1 知事が議会の同意議決を得て選任</p> <p>2 議員のうちから選任する場合の委員数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>委員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県、人口 25 万人以上の市</td> <td>2～1 人</td> </tr> <tr> <td>その他の市町村</td> <td>1 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ただし、条例で議員のうちから選任しないことができる。 (本県の場合は、広島県監査委員条例により 2 人)</p> <p>3 都道府県及び人口 25 万人以上の市については、識見委員のうち 1 人以上は常勤としなければならない。</p>	区 分	委員数	都道府県、人口 25 万人以上の市	2～1 人	その他の市町村	1 人	<p>1 議員選任委員 議員の任期</p> <p>2 識見委員 4 年</p>
区 分	定数													
都道府県、人口 25 万人以上の市	4 人													
その他の市町村	2 人													
区 分	委員数													
都道府県、人口 25 万人以上の市	2～1 人													
その他の市町村	1 人													

2 事務局組織、職員数及び事務分掌

(1) 組織



(※会計年度任用職員は除く。)

(2) 職員数 (合同総務課職員を除く。)

区 分	職員数 (人)
事務局長	1
監査統括監	1
監査管理監	1
技術監査監	1
参事	1
ほか職員	1 1
計	1 6

(ほかに 監査等事務従事員 1人、建築物等監査嘱託員 1人)

(3) 事務分掌

ア 企画・審査担当

- (ア) 監査の企画・立案に関する事
- (イ) 知事との協議に関する事
- (ウ) 各種会議に関する事
- (エ) 監査の研修に関する事
- (オ) 監査の広報、広聴に関する事
- (カ) 外部監査に関する事
- (キ) 監査委員の交代に関する事
- (ク) 決算審査に関する事
- (ケ) 例月出納検査に関する事
- (コ) 健全化判断比率等の審査に関する事
- (サ) 指定金融機関等の監査の執行に関する事
- (シ) 内部統制評価報告書の審査に関する事

イ 定例・行政監査担当

- (ア) 定例監査の執行に関する事
- (イ) 財政的援助団体等の監査の執行に関する事
- (ウ) 行政監査の執行に関する事
- (エ) 随時監査の執行に関する事
- (オ) 知事の要求による監査の執行に関する事
- (カ) 議会の請求による監査の執行に関する事
- (キ) 直接請求による監査の執行に関する事
- (ク) 住民監査請求に関する事
- (ケ) 職員の賠償責任に関する監査の執行に関する事

ウ 合同総務課

- (ア) 事務局の組織・人事に関する事
- (イ) 予算、決算及び会計に関する事
- (ウ) その他事務局の庶務に関する事

3 令和6年度予算

(款) 総務費

(項) 監査委員費

(単位：千円)

目	令和6 年度 当初 予算額	令和5 年度 当初 予算額	比 較	本年度の財源内訳			説 明
				特定財源		一 般 財 源	
				国 庫 支出金	その他		
1 委員 費	25,887	25,957	▲70	—	—	25,887	1 委員報酬・給与費 委員4人 24,330 2 監査執行経費 1,557
2 事務 局費	194,098	192,570	1,528	—	297	193,801	1 職員給与費 151,530 2 事務局運営費 24,460 3 外部監査事業費 18,108
計	219,985	218,527	1,458	—	246	219,688	

4 主要業務の概要

「監査の指針」（平成 28 年 3 月策定）に掲げた「県民の信頼と負託のもと、県民のために県の行財政全般について監査し、その適正な執行の確保及び運営の質の向上を図る」という使命を果たすため、この指針に掲げた 3 つの理念（「公正な監査」「県民起点の監査」「改善を促す監査」）を行動の規範とし、「広島県監査委員監査基準」に従って、質の高い監査を実施する。

(1) 監査業務の執行

ア 定例監査等（地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 7 項）

本庁、地方機関の事務の執行について、本庁は全部局（21 部局）、地方機関は 200 機関中 54 機関を対象として監査を行う。

なお、監査のけん制機能を確保するため、抜き打ち的監査を必要に応じて実施する。

また、財政的援助団体等については、出資額等に応じて監査を行う。

【令和 5 年度実績及び令和 6 年度計画】

区 分			令和 5 年度実績		令和 6 年度計画			
			対象数	執行数	対象数	執行数	摘要	
県 の 機 関	本 庁	各部局	11	11	11	11	すべて実施	
		行政委員会等	10	10	10	10	すべて実施	
		(小 計)	(21)	(21)	(21)	(21)		
	地 方 機 関	知事 部局	西部・東部・北部 各事務所	16	11	16	10	総務事務所は毎年、その他は2年に1回
			その他	46	23	46	12	3年～5年に1回
		病院事業局	2	1	2	1	広島病院は2年に1回 安芸津病院は3年～5年に1回	
		教育委員会	県立学校	100	32	98	19	3年～5年に1回
			その他	11	2	11	3	3年～5年に1回
		警察（警察署・警察学校）	27	6	27	7	3年～5年に1回	
		抜き打ち的監査	—	—	—	2	必要に応じて実施	
		(小 計)	(202)	(75)	(200)	(54)		
	合 計	223	96	221	75			
	財 政 的 援 助 団 体 等	出資法人	30	14	30	10	出資比率等に応じ2年～5年に1回	
		補助団体 （1千万 円以上）	継続補助団体・ 5千万円以上/年	57	0	57	4	必要に応じて実施
			その他	263	0	263	6	
(小 計)			(320)	(0)	(320)	(10)		
指定管理者		52	26	53	5	概ね5年に1回		
合 計	402	40	403	25				
総 合 計	625	136	624	100				

イ 行政監査（地方自治法第 199 条第 2 項）

定例監査等から現れた課題や県民の関心の高い今日的課題など、監査結果に基づく改善効果が期待できる実効性のあるテーマを選定し、経済性、効率性、有効性等の観点を重視した、より深く掘り下げた監査を実施する。

【参考：令和 4 年度のテーマ及び監査対象機関】（令和 5 年度及び 6 年度は休止）

テ ー マ	監査の対象機関
災害対策資機材等の調達及び管理状況について	県地域防災計画における災害対策資機材等を管理している所属及び保管場所

ウ 決算審査（地方自治法第 233 条第 2 項、第 241 条第 5 項、地方公営企業法第 30 条第 2 項）

一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算並びに基金の運用状況の審査を行い、審査意見書を知事に提出する。

（審査の対象）

- ・ 一般会計、特別会計
- ・ 基 金 市町振興基金
- ・ 公 営 企 業 会 計 病院事業会計
土地造成事業会計
流域下水道事業会計

エ 健全化判断比率等の審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項、第 22 条第 1 項）

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率の審査を行い、審査意見書を知事に提出する。

オ 例月出納検査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項）

各会計、基金に係る現金の出納について、毎月おおむね 25 日に検査を行う。

カ 内部統制評価報告書の審査（地方自治法第 150 条第 5 項）

内部統制評価報告書の審査を行い、審査意見書を知事に提出する。

キ 住民監査請求による監査（地方自治法第 242 条）

住民等からの請求により、該当する財務に関する事務について、監査を行う。

【年度別請求件数】

年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
件 数	3 件	2 件	1 件	9 件	5 件

ク 随時監査（地方自治法第 199 条第 5 項）

必要に応じ随時、財務に関する事務について、監査を行う。

ケ 知事及び議会の要求による監査（地方自治法第 98 条第 2 項、第 199 条第 6 項）

知事及び議会の要求により、該当する事務について、監査を行う。

(2) 外部監査の実施準備及び協力

ア 包括外部監査（地方自治法第 252 条の 27 から第 252 条の 38 まで）

知事の補助執行事務として、包括外部監査契約締結に係る一連の事務を行う。

また、包括外部監査人の求めに応じ、外部監査業務に協力する。

【令和 6 年度包括外部監査人】

税理士 松浦 隆敏（令和 6 年 4 月 1 日 包括外部監査契約締結）

イ 個別外部監査（地方自治法第 252 条の 39 から第 252 条の 44 まで、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 26 条第 1 項）

監査委員監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を行うこととなったとき、知事の補助執行事務として個別外部監査契約締結に係る一連の事務を行う。

また、契約締結後、個別外部監査人の求めに応じ、外部監査業務に協力する。

令和5年度定例監査等の結果報告（年度のまとめ）

1 定例監査等の実施機関数

令和5年度監査基本計画に基づき県の機関98機関及び財政的援助団体等42団体を対象に監査を実施した。

2 定例監査結果等の概要

(1) 機関別監査結果

監査委員会議で協議・決定した監査結果は、指摘事項49件、改善を求める事項13件、検討要請事項8件である。

※（ ）内は令和4年度の件数

区 分		監査実施機関(団体)数		監査結果(件数)		
			うち指摘事項等を付した機関	指摘事項	改善を求める事項	検討要請事項
県の機関	知事部局等	56 (46)	12 (17)	20 (27)	4 (10)	4 (6)
	教育委員会	35 (19)	16 (7)	22 (10)	6 (0)	1 (0)
	警察本部	7 (7)	0 (4)	0 (3)	0 (0)	0 (1)
	小 計	98 (72)	28 (28)	42 (40)	10 (10)	5 (7)
財政的援助団体等	出資等団体	15 (8)	4 (4)	4 (6)	1 (2)	3 (1)
	補助金交付団体	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	公の施設の指定管理者	27 (12)	3 (2)	3 (3)	2 (0)	0 (0)
	小 計	42 (20)	7 (6)	7 (9)	3 (2)	3 (1)
合 計		140 (92)	35 (34)	49 (49)	13 (12)	8 (8)

※ 一つの機関に複数の指摘等をしている場合がある。また、監査実施機関(団体)数は、出資等団体が公の施設の指定管理者となっている場合は、重複して計上している。

(2) 性質別監査結果

※（ ）内は令和4年度の件数

	内 容	指摘事項	改善を求める事項	検討要請事項
県の機関	収入(県税、使用料及び手数料の徴収事務など)	9 (2)	4 (0)	0 (0)
	支出(委託業務、物品購入契約及び補助金交付事務など)	12 (7)	2 (4)	3 (1)
	財産(行政財産の使用許可、現金及び物品の管理など)	12 (13)	2 (1)	2 (2)
	工事(工事や補償に係る事務など)	4 (11)	0 (2)	0 (4)
	その他(県機関における事務処理体制など)	5 (7)	2 (3)	0 (0)
小 計		42 (40)	10 (10)	5 (7)
財政的援助団体等	経営全般・内部統制に係るもの	0 (1)	1 (1)	1 (1)
	会計処理全般に係るもの	0 (2)	0 (0)	1 (0)
	資産・負債関係に係るもの	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	収入(収益)・支出(費用)に係るもの	4 (3)	0 (1)	1 (0)
	補助金等に係るもの	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	公の施設管理等に係るもの	3 (3)	2 (0)	0 (0)
	その他(決算書類、税務関係等)に係るもの	0 (0)	0 (0)	0 (0)
小 計		7 (9)	3 (2)	3 (1)
合 計		49 (49)	13 (12)	8 (8)

(参考)

指摘事項 … 法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるもの

改善を求める事項 … 業務の執行等において改善を求めるもの

検討要請事項 … 業務の執行等において今後検討を要請するもの

※ 指摘事項・改善を求める事項についてはフォローアップを実施

3 主な指摘事項等

(1) 県の機関

ア 指摘事項

- 使用許可に係る事務処理について、徴収すべき使用料の額を誤っていたもの（商工労働局）
- 行政財産使用料の徴収において、収入手続が遅延していたもの（商工労働局、県立黒瀬高等学校、県立廿日市特別支援学校）
- 定時制課程の授業料の徴収事務について、広島県立高等学校授業料徴収事務取扱要綱に定められた徴収事務を行わず、消滅時効により不納欠損処分を行っていたもの（県立三次高等学校）
- 委託契約において、予定価格が広島県契約規則で定めた随意契約によることができる上限額を超えていたにもかかわらず、随意契約していたもの（農業技術センター）
- 委託契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するとして随意契約を行っているが、4者による見積り合わせを実施していることから、性質又は目的が競争入札に適しないとの理由には合理性がなく、競争入札の方法により契約すべきであったもの（北部建設事務所）
- 低入札価格調査制度を適用した一般競争入札において、低価格入札者を落札者として決定し、契約を締結する場合、契約金額の100分の30以上の契約保証金を契約の締結と同時に納付させる必要があるが、納付させないまま契約を締結していたもの（県立三次高等学校）
- 借受財産について、借受台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかったもの（東部こども家庭センター、県立西条農業高等学校、県立黒瀬特別支援学校）
- 工事請負契約において、参考見積書の見積総額を根拠として設計金額を設定しているが、仕様書及び設計書を作成していなかったもの（環境県民局）

イ 改善を求める事項

- 通信制課程修学奨励金貸付金について、長期未納の解消に努めるとともに、各学校の債権管理の状況や徴収促進に向けた取組を適切に把握して、状況を踏まえた指導、助言を行うなど、各学校と連携を密にして徴収促進に取り組むことを求めたもの（県立広島国泰寺高等学校、県立東高等学校、教育委員会）
- 観光誘客促進事業（全国旅行支援「やっば広島じゃ割」）において、交付決定した金額を超過して事業が執行され、超過執行分を県が一般財源から支出することとなったため、「観光振興共同事業負担金交付要綱」の見直しなども含めて、事務手続の改善を求めたもの（商工労働局）
- 委託契約において、設計金額の算出に当たり複数徴取した参考見積の最低額から理由や根拠が明確でない減額を行い、予定価格が随意契約によることができる場合の範囲内であるとして随意契約していたことから、設計金額の積算に当たっては理由や根拠を明確にするとともに、適切な契約方法を選定することを求めたもの（県立広島高等技術専門校）

ウ 検討要請事項

- 委託契約において、一者随意契約の理由が正しく記載されておらず、非代替性について客観的かつ具体的な事実に基づく検証の記載がなかったことから、業者選定の合理的な理由を客観的かつ具体的に記載することを要請したもの（健康福祉局）
- 委託契約において、参考見積書を徴取して設計書としているが、経費内訳の内容が明らかでなく、また理由の不明瞭な減額調整が計上されているなど設計金額の積算根拠が明確でなかったことから、設計金額の具体的な積算方法を執行同様に記載するなど、業務の適切な執行を要請したもの（商工労働局）

(2) 財政的援助団体等

- 利用許可に関する事務処理において、県の条例や規則の規定と異なる取扱いが見受けられたことから、施設の利用目的や利用者の利便性を踏まえ、規定と実際の事務処理が整合するよう、所管課と協議することを求めたもの（RCCホールマネジメントグループ：改善を求める事項）
- 指定管理施設の修繕業務について、発注・契約決裁書等による意思決定を経ることなく発注し、支払事務が行われていたものや、発注・契約決裁書が重複して作成されていたものが見受けられたことから、業務体制を踏まえた事務処理方法やチェック体制の見直しなど、内部統制が有効に機能するよう、組織的な取組の検討を要請したもの（（社福）広島県福祉事業団：検討要請事項）